

令和3年2月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

どのような事情があれば、職権特例判事補に指名された弁護士任官者が「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するものとして、判事補の職権の特例等に関する法律1条の2第1項に基づき、高等裁判所の判事の職務を行わせることとしているかが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年12月24日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

判事補の職権の特例等に関する法律第1条の2第1項の「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するものとして、弁護士任官した職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせるかどうかについては、個別的にその都度必要な検討を行った上で決定しており、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。